

大阪労働局発表
令和8年5月28日（木）

【照会先】
大阪労働局総務部
労働保険適用・事務組合課
電話 06（4790）6340

労働保険の**年度更新**が始まります！（参考1）

労働保険料の申告・納付

受付期間は**令和8年6月1日（月）から7月10日（金）まで**

労働保険制度は、安心して働き続けるための重要なセーフティネットとして、ケガや失業といった予測困難なリスクから労働者を保護しています。年度更新は労働保険に継続して加入していただくために必要な手続きとなっています。

変更点

- ・令和8年4月1日から**雇用保険料率**は、一律に**1/1000**引き下げ。（参考2）
- ・資本金1億円を超えるなど一定の法人を**電子申請義務化事業場**として、電子申請を徹底し、手続きの一層の効率化と**ペーパーレス化**を推進。（参考3）

その他のポイント

- （1）上記の電子申請義務化事業場以外の事業主についても、手続きの利便性向上と効率化を図れる**電子申請**（参考4）及び**口座振替納付**（参考5）を引き続き強力に推進。
- （2）サポート体制として、年度更新手続きの照会事項に対応する**コールセンター**の設置。

☎ **0120-963-339（通話料無料）**

受付時間：9時～17時まで（土日祝日を除く）

開設期間：令和8年5月28日（木）～7月17日（金）

- （3）周知活動として、ポスター（P2参照）の掲示および市役所・関係団体・鉄道事業者等との連携による周知強化。

安心して働きたい！



令和
8年度

申告と納付はお早めに

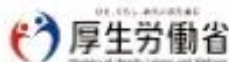
労働保険の年度更新

(労災保険・雇用保険)

6.1.月 ~ 7.10.金

- 電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。
- 電子納付・口座振替による納付が便利です。

厚生労働省年度更新お知らせページ [年度更新](#) [お知らせ](#) [検索](#)



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・
(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

厚生労働省ホームページ
<https://www.mhlw.go.jp>

参考1 労働保険の年度更新とは

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（これを「保険年度」といいます。）を単位として計算し、その額はすべての労働者（雇用保険については、被保険者）に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定することになっております。

労働保険では、保険年度ごとに概算で保険料を納付いただき、保険年度末に、賃金総額が確定したあとに精算いただくという方法をとっております。

したがって、事業主は、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料の申告・納付を毎年行っていただく手続きが必要となっております。これを「年度更新」といいます。

労働者（パートタイマー、アルバイトを含む）を一人でも雇用していれば労働保険に加入する必要があります。

参考2 雇用保険料率の変更について

令和8年4月1日から雇用保険料率に変更となりました。雇用保険料率については下表のとおりとなります。

—雇用保険料率表（令和8年4月1日現在）—

事業の種類	令和7年度（確定保険料の計算に使用）			令和8年度（概算保険料の計算に使用）		
	① 被保険者負担率	② 事業主負担率	①+② 保険率	① 被保険者負担率	② 事業主負担率	①+② 保険率
一般の事業	5.5/1000	9/1000	14.5/1000	5/1000	8.5/1000	13.5/1000
農林水産* 清酒製造の事業	6.5/1000	10/1000	16.5/1000	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
建設の事業	6.5/1000	11/1000	17.5/1000	6/1000	10.5/1000	16.5/1000

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖の事業等は除かれ、一般の事業の率が適用されます。

参考3 電子申請義務化の事業場に対する取り組み

電子申請義務付けられている法人（※1）の**事業場**に対しては、昨年度まで紙媒体による申告書を送付していましたが、電子申請の利用促進を図るため、今年度（令和8年度）の年度更新から、申告書に代えて**電子申請情報通知書を送付**しております。

電子申請が義務付けられている法人（※1）

- ・資本金、出資金または銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
- ・相互会社（保険業法）
- ・投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律）
- ・特定目的会社（資産の流動化に関する法律）

参考4 労働保険の電子申請について

窓口の開庁時間に合わせて来庁する必要がなくなり、事務所や自宅から24時間365日手続きが可能となります。また「移動費」「郵送費」「人件費」等のコスト削減が期待できます。さらに入力チェックや計算機能があるので、記入漏れや記入ミスが防げます。

労働保険の電子申請は、e-Gov（電子政府の総合窓口）ウェブサイトからご利用いただけます。

また、労働保険関係手続（一部手続きを除く）について、電子証明書がなくても「GビズID」を利用して、電子申請ができるようになりました（登録・更新の費用も不要です）。

参考5 労働保険料等の口座振替納付の方法は

届出のあった口座から金融機関が労働保険料及び一般拠出金を引き落とし、国庫へ振り替えることにより、納付するものです。

★ 口座振替による納付のメリット ★

- ◎ 金融機関等の窓口に出向くことなく、労働保険料の納付ができます。
- ◎ 一度、口座振替の手続きをしていただければ、翌年度（納期）以降も継続して口座振替により納付することができます。

- ◎ 手数料はかかりません。
- ◎ 保険料の引き落としに最大約2か月のゆとりができます。

【 口座振替の申込手続 】

口座振替納付開始を希望する納期に応じて以下の締切日までに、「労働保険保険料等口座振替納付書送付（変更）依頼書兼口座振替依頼書」に必要事項を記入のうえ、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

納 期	第1期	第2期	第3期
申込締切日 (金融機関の窓口あて)	2月25日 (終了)	8月14日	10月13日

(注：申込締切日が金融機関の休業日の場合は、翌日以降の最初の金融機関の営業日)

申込用紙は、[厚生労働省ホームページ](#)からダウンロードしていただけますが、[労働局・労働基準監督署の窓口](#)でもお配りしております。